

小規模専用水道のてびき

千 葉 市 保 健 所

目	次
1 はじめに	1
2 小規模専用水道とは	2
3 設置者の義務	
(1) 保健所への申請及び届出	
ア 小規模専用水道布設工事確認申請	3
イ 小規模専用水道変更届	4
ウ 小規模専用水道廃止届	4
エ 小規模専用水道届	4
オ 小規模専用水道工事延期届	5
(2) 維持管理	
ア 施設管理	6
イ 水質管理	6
ウ 健康診断	6
エ 衛生管理	7
オ 書類等の整備	7
(ア) 受水槽等のチェックポイント	8
(イ) 地下式受水槽のチェックポイント	9
(ウ) 水質基準表（令和8年4月1日改定）	10
(エ) 水質検査	
a 工事設計書添付用及び原水の水質検査（年1回）	11
b 浄水の給水開始前水質検査	12
c 浄水の定期水質検査（毎日）	13
d 浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）	14
e 臨時水質検査（浄水検査）	15
4 保健所への報告	16
5 汚染事故等の緊急時の措置	16
◇ 千葉市小規模水道条例（抜粋）	17～20
◇ 毎日検査記録表（例示）	21
◇ 給水設備定期点検記録票（例示）	22、23
◇ 水質検査機関（参考）	24～28

1 はじめに

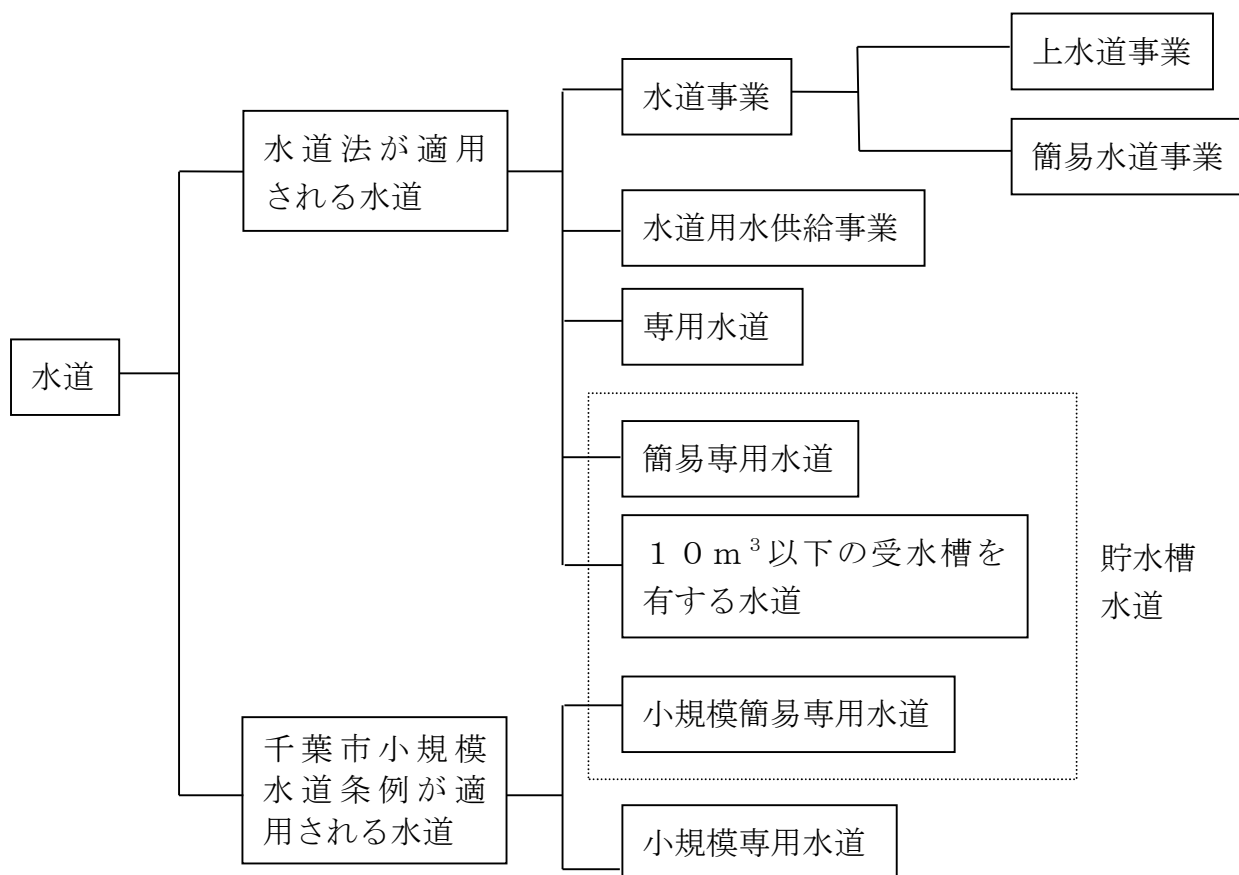
一般に「水道」といえば、県営水道及び市営水道があげられますが、水道法が適用される「水道」、千葉市小規模水道条例が適用される「水道」には、下図に示すものがあります。

その中で「小規模専用水道」は、一般の需要に応じて供給する水道事業と違い、自家用の水道として居住等に必要の水を供給するものです。

また、「小規模専用水道」の設置者は、千葉市小規模水道条例で、各種義務が課せられています。

その中で、特に重要なことは次の二点です。

- 水道施設について新設・増設・改造工事などを行う場合には、工事実施によって衛生的に問題が生じることがないようにするため、保健所への事前の申請が必要なこと。
- 水道施設の管理については、水道に関する知識が必要なため、管理体制の整備を図ること。



2 小規模専用水道とは

□小規模専用水道の定義

- ◆ 住居、養護施設等の自家用の水道であって、給水人口居住100人以下なおかつ、一日最大給水量が20m³以下で給水人口50人以上のもの。

※水源が井戸水等の自己水源（上水と混合を含む）の場合に限ります。

【用語の説明】

〈自家用の水道〉

社宅・療養所等の居住者等に供給する水道（供給する者と供給を受ける者との間に当該給水についての特別の関係が存在するもの）で、一般を対象として水を供給しない水道をいいます。（一般を対象とした場合は、水道事業になります。）

〈一日最大給水量〉

一日に給水することのできる最大の水量です。

ただし、次の用途に使用される水量は除きます。

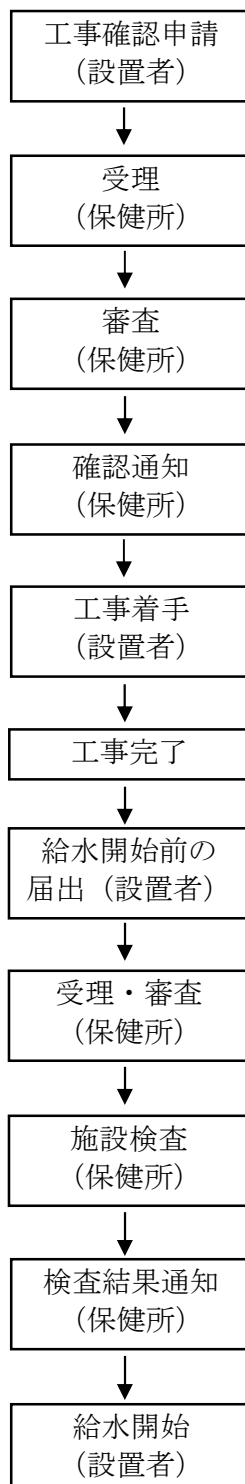
- 1 営農
- 2 プール（附帯設備を含む。）
- 3 浴場（公衆浴場法許可対象施設と旅館業法許可施設の共同浴場に限る。
附帯設備を含む。）
- 4 空調（適正に算出された水量に限る。）
- 5 食品等の製造工程（適正に算出された水量に限る。）

3 設置者の義務

(1) 保健所への申請及び届出

ア 小規模専用水道布設工事確認申請

- ◆ 新設・増設・改造工事を行う場合は、工事に着手する30日前までに申請すること。
- ◆ 小規模専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、小規模専用水道となる場合は、工事に着手する30日前までに申請すること。
- ◆ 施設は、千葉市小規模水道条例第4条の施設基準に適合するものであること。



●工事内容によって、必要な書類を提出すること

1	小規模専用水道工事確認申請書（様式第1号）
2	小規模専用水道工事設計（計画）書（様式第1号） 《添付書類等》 ①給水の地域を記載した案内図・配置図等 ②水道施設（設備）に係る系統図・平面図・詳細図等 ・井戸原水採水栓及び量水器の設置位置も記載すること ③主要な機器類に係る構造図・承認図等 ・貯水槽の場合は、吐水口空間及び排水口空間を明示すること ・ポンプ、滅菌器等の仕様書等 ④特殊な設備等を有する場合は、参考となる資料等 ・除鉄装置等の仕様書等 ・膜ろ過等のろ材の水道用資機材の規格に関する認定書又は浸出試験結果書等 《上水併用の小規模専用水道》 ①給水に係わる事前協議回答書の写し等（水道局） 《地下水使用の小規模専用水道》 ①揚水試験結果書 ②地下水揚水許可書の写し （口径25mmを超える井戸を使用する場合。千葉市環境規制課） ③原水41項目水質検査結果書（11ページ参照）

届出書類

1	小規模専用水道給水開始届（様式第2号） 《添付書類等》 給水管末での52項目水質検査結果書 ・給水管末での遊離残留塩素測定結果も記載すること
---	---

イ 小規模専用水道変更届

届出
(設置者)



受理・審査
(保健所)

- ◆ 確認を要する工事以外の工事、代表者の変更等があった場合は、速やかに届け出ること。

届出書類

1	小規模専用水道変更届 (様式第3号)
---	--------------------

ウ 小規模専用水道廃止届

届出
(設置者)



受理・審査
(保健所)

- ◆ 給水人口の減少等により小規模専用水道に該当しなくなった場合、また、保健所から工事確認の通知を受けた後、工事が着手されたが、工事が取り止めとなった場合は、速やかに届け出ること。

届出書類

1	小規模専用水道廃止届 (様式第4号)
---	--------------------

エ 小規模専用水道届

届出
(設置者)



受理・審査
(保健所)
(現地確認あり)

- ◆ 小規模専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず居住給水人口50人を超えた場合は、速やかに届け出ること。

届出書類

1	小規模専用水道届 (様式第6号)
	《添付書類等》 ① 小規模専用水道となるまでの経過を記載した書類 ② 給水栓末端における全項目検査の結果を記載した書類 ③ その他の書類 (工事確認申請と同等な書類)

才 小規模専用水道工事延期届

届出
(設置者)



受理・審査
(保健所)

- ◆ 小規模専用水道工事確認後、工事着手を予定日より長期（概ね1年）に延期する場合、又は、工事の完了が予定日より長期（概ね1年）に延期する場合、速やかに届けること。

届出書類

1	小規模専用水道工事延期届（様式第7号）
---	---------------------

(2) 維持管理

- ◆ 小規模専用水道の日常的な維持管理については、水質基準、施設基準を常に満足し良質な水を供給するため、以下のことに十分留意してください。

ア 施設管理

水道施設の定期点検	●水道施設各部について、おおむね1か月に1回定期的に点検を行うこと。 (22、23ページ 給水設備定期点検記録票参照) ●施設基準に適合しているか確認すること。 ●清潔の保持及び異常の発見に努めること。
水槽の清掃	●受水槽・高置水槽等は、1年に1回定期的に清掃すること。 ●水あかや沈積物が多い場合及び汚染があった場合は、随時清掃を行うこと。
水槽の点検	●受水槽・高置水槽等の点検については、8、9ページを参照して行うこと。

イ 水質管理

定期水質検査	●給水栓における水が水質基準に適合しているかを確認するため、毎日検査及び月別検査を行うこと。(13、14ページ参照)
原水検査	●毎年1回以上必要な水質検査を実施することがのぞましい。 (11ページ参照)
臨時検査	●供給される水が水質基準に適合しないおそれがある時に行うこと。 (15ページ参照)

ウ 健康診断

対象者	●貯水槽清掃に従事する者。
定期の健康診断	●対象者については、おおむね1年ごとに健康診断(腸内細菌検査)を行うこと。
健康診断の内容	●病原体(腸内細菌)がし尿に排泄される感染症(赤痢、腸チフス、パラチフス等)の有無について主に行うこと。 ●感染性下痢症・各種下痢腸炎等による下痢症等にも注意することが望ましい。
病原体検索	●主として便について実施すること。 ●必要に応じ尿・血液その他についても実施すること。

エ 衛生管理

立入禁止措置	●水源及び各施設の周囲にみだりに人や動物が近づけないように、柵を設け、施錠をすること。 ●一般の注意を喚起するように必要な表示をすること。
汚染の防止	●水源及び各施設の周辺は、常に清掃を行い、汚物等によって水が汚染されないように留意すること。 ●施設の構内においては、便所、ゴミ捨て場、汚水溜等の施設は汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくこと。 ●し尿を用いる耕作、園芸並びに家畜、家禽等の放し飼い等をしないこと。
残留塩素の保持及び薬品の管理	●給水管末における、遊離残留塩素を0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は0.4 mg/L）以上保持するよう消毒設備の調整を常に行うこと。 ●病原生物による汚染の疑いがある場合は、遊離残留塩素を0.2 mg/L（結合残留塩素の場合は1.5 mg/L）以上保持すること。 ●次亜塩素酸ナトリウム溶液・その他浄水処理に使用する薬品について、使用方法及び管理を適切に行うとともに、予備を備え事故に対処できるようにすること。特に次亜塩素酸ナトリウムは、長期間貯蔵すると時間の経過に伴い分解し消毒の効果が低下するとともに、塩素酸などの消毒副生成物の濃度が上昇することがあり、高温下ではそれらが顕著となることから、貯蔵期間及び貯蔵温度には十分配慮すること。
その他	●水源又は施設の異常を発見したときは直ちに適切な対策が講じられるように連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。

オ 書類等の整備

図面等の整備	●水道主要施設の維持管理に必要な配管系統図等を整備保管しておくこと。
工具検査機器等の整備	●日常的な管理及び検査に必要な工具・機器等を整備保管しておくこと。
水質検査・健康診断記録の作成・保存	●水質検査結果、貯水槽の清掃記録は5年間保存しておくこと。 ●健康診断の結果、施設の点検・清掃・修理等の実施記録は1年間保存しておくこと。

(ア) 受水槽等のチェックポイント

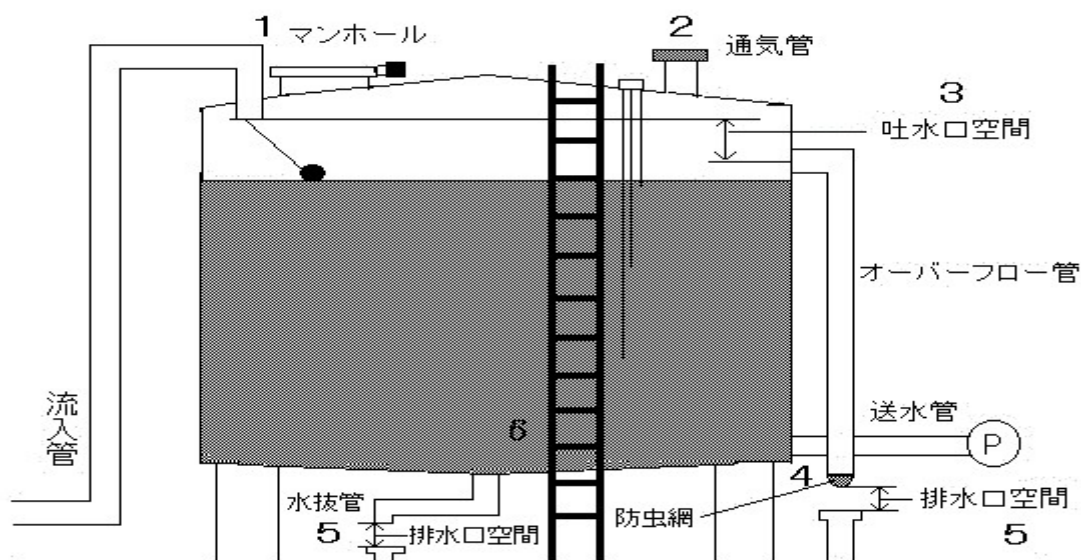
1 【マンホール】

- ・鍵はついていませんか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになったりしていませんか？
- ・パッキンがあり、マンホールは密閉されていますか？



3 【吐水口空間】

- ・受水槽の水が流入管に逆流しない為に設けられた空間はありますか？



●吐水口空間の詳細については、『給水装置の構造及び材質の基準に関する省令』（平成九年三月十九日厚生省令第十四号）第五条第1項二を参照してください。

2 【通気管】

虫やネズミが入らないように、

- ・通気管の笠はありますか？
- ・防虫網はついていませんか？

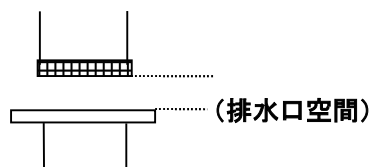


4 【オーバーフロー管】

虫やネズミなどが入らないように、防虫網はついていませんか？

5 【排水口空間】

- ・下水などを、オーバーフロー管を通じて貯水槽内に逆流させない為に、空間はありますか？



6 【点検用はしご】

- ・はしごがさびて、壊れていませんか？



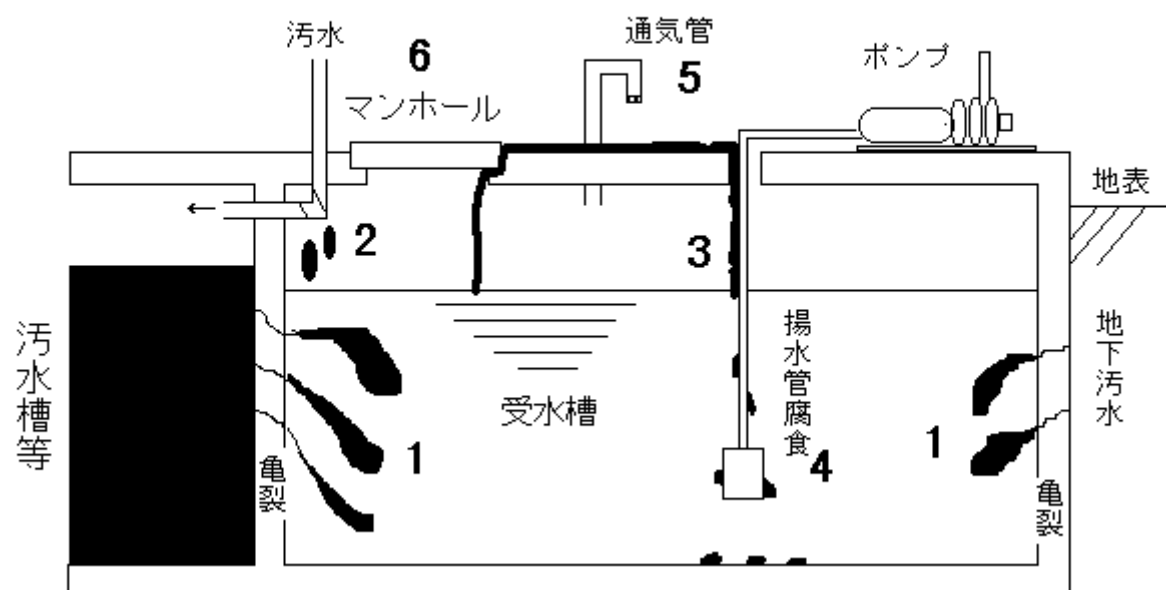
他 【水槽内】

- ・さび、水あかななどで水槽の中は汚れていませんか？
- ・ネズミなどの死骸はありますか？



(イ) 地下式受水槽のチェックポイント

＊現在この地下式受水槽の新設は認められません。



1 【受水槽内】

- ・受水槽の壁に亀裂がありませんか？
- ・水槽の中は汚れていませんか？
- ・さび・水あか・ネズミなどの死がいはありませんか？

2 【汚水管等】

- ・受水槽内に不要な配管はありませんか？
- ・汚水管等からの漏水はありませんか？

3 【揚水管基部】

- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？

4 【揚水管等】

- ・揚水管等が腐食していませんか？
- ・受水槽底部にさび等がありますか？

5 【通気管】

- ・防虫網はついていますか？

6 【マンホール】

- ・鍵はついていますか？
- ・フタが壊れたり、開け放しになっていませんか？
- ・立ち上げはありますか？
- ・密閉されておらず、床排水等が流入していませんか？
- ・さびていませんか？

(ウ) 水質基準表 (令和8年4月1日改正)

No.	項 目	基準値
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/l 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/l 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/l 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/l 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/l 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下であること。
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA)	0.00005mg/L (50ng/L) 以下であること。
21	ベンゼン	0.01 mg/l 以下であること。
22	塩素酸	0.6 mg/l 以下であること。
23	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下であること。
24	クロロホルム	0.06 mg/l 以下であること。
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下であること。
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下であること。
27	臭素酸	0.01 mg/l 以下であること。
28	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下であること。
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下であること。
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下であること。
31	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下であること。
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下であること。
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/l 以下であること。
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/l 以下であること。
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/l 以下であること。
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/l 以下であること。
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/l 以下であること。
39	塩化物イオン	200 mg/l 以下であること。
40	カルシウム、マグネシウム (硬度)	300 mg/l 以下であること。
41	蒸発残留物	500 mg/l 以下であること。
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下であること。
43	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下であること。
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下であること。
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下であること。
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/l 以下であること。
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/l 以下であること。
48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
49	味	異常でないこと。
50	臭気	異常でないこと。
51	色度	5 度以下であること。
52	濁度	2 度以下であること。

(エ) 水質検査

a 工事設計書添付用及び原水の水質検査

No.	項 目 名	塩素消毒以外の 浄化設備		備 考
		あり	なし	
1	一般細菌	○		<定期原水検査> (1)すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期(※1)に年1回以上、40項目(※2)について実施することが望ましい。 なお、浄水方法が消毒のみで対応できる施設については、この限りではない。 (2)クリプトスポリジウム対策として、地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水とする施設は、年1回原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検査を実施すること。（※3）
2	大腸菌	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○		
4	水銀及びその化合物	○		
5	セレン及びその化合物	○		
6	鉛及びその化合物	○		
7	ヒ素及びその化合物	○		
8	六価クロム化合物	○		
9	亜硝酸態窒素	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		
12	フッ素及びその化合物	○		
13	ホウ素及びその化合物	○		
14	四塩化炭素	○		
15	1,4-ジオキサン	○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○		
17	ジクロロメタン	○		
18	テトラクロロエチレン	○		
19	トリクロロエチレン	○		
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA)	○		<工事設計書に記載すべき水質試験の結果> 41項目(※2)について実施すること。
21	ベンゼン	○		
22	塩素酸			
23	クロロ酢酸			
24	クロロホルム			
25	ジクロロ酢酸			
26	ジブromクロロメタン			
27	臭素酸			
28	総トリハロメタン			
29	トリクロロ酢酸			
30	ブromジクロロメタン			
31	ブromホルム			
32	ホルムアルデヒド			
33	亜鉛及びその化合物	○		
34	アルミニウム及びその化合物	○		
35	鉄及びその化合物	○		
36	銅及びその化合物	○		
37	ナトリウム及びその化合物	○		※1 降雨、降雪、洪水、渇水等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないため。 ※2 全項目（52項目）のうち、塩素酸・ホルムアルデヒドなどの消毒副生成物（シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。）（No.22～32）及び味（No.49）を除く。 ※3 指標菌の検査結果が陽性の場合は、速やかに保健所に報告すること。 被圧地下水以外の水を原水とする施設のクリプトスポリジウム対策については、保健所に相談すること。
38	マンガン及びその化合物	○		
39	塩化物イオン	○		
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○		
41	蒸発残留物	○		
42	陰イオン界面活性剤	○		
43	ジェオスミン	○		
44	2-メチルイソボルネオール	○		
45	非イオン界面活性剤	○		
46	フェノール類	○		
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○		
48	pH値	○		
49	味			
50	臭気	○		
51	色度	○		
52	濁度	○		
	嫌気性芽胞菌	○	○	
	計	41	2	

b 浄水の給水開始前水質検査

No.	項 目 名	実施 項目	備 考
1	一般細菌	○	<水質検査項目> 給水開始前の水質検査は、新設、増設又は、改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査及び遊離残留塩素の検査を行うこと。 なお、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。 <採水場所> 水の採取場所たる給水栓の選定は、原則として配水系統ごと（高置水槽ごと）に1地点以上選定すること（ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く）。 なお、ただし書きの規定により検査を省略する場合であっても、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度については、検査の省略はできない。
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	
4	水銀及びその化合物	○	
5	セレン及びその化合物	○	
6	鉛及びその化合物	○	
7	ヒ素及びその化合物	○	
8	六価クロム化合物	○	
9	亜硝酸態窒素	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	
12	フッ素及びその化合物	○	
13	ホウ素及びその化合物	○	
14	四塩化炭素	○	
15	1,4-ジオキサン	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○	
17	ジクロロメタン	○	
18	テトラクロロエチレン	○	
19	トリクロロエチレン	○	
20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）	○	
21	ベンゼン	○	
22	塩素酸	○	
23	クロロ酢酸	○	
24	クロロホルム	○	
25	ジクロロ酢酸	○	
26	ジブロモクロロメタン	○	
27	臭素酸	○	
28	総トリハロメタン	○	
29	トリクロロ酢酸	○	
30	ブロモジクロロメタン	○	
31	ブロモホルム	○	
32	ホルムアルデヒド	○	
33	亜鉛及びその化合物	○	
34	アルミニウム及びその化合物	○	
35	鉄及びその化合物	○	
36	銅及びその化合物	○	
37	ナトリウム及びその化合物	○	
38	マンガン及びその化合物	○	
39	塩化物イオン	○	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	
41	蒸発残留物	○	
42	陰イオン界面活性剤	○	
43	ジオスミン	○	
44	2-メチルイソボルネオール	○	
45	非イオン界面活性剤	○	
46	フェノール類	○	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
48	pH値	○	
49	味	○	
50	臭気	○	
51	色度	○	
52	濁度	○	
	計	52	

○ 浄水の定期水質検査（毎日）

項 目 名	備 考
色	給水管末において、色、濁り及び残留塩素を 1 日 1 回以上検査すること。 (検査結果の記録表は、2 1 ページ参照)
濁り	
残留塩素	

d 浄水の定期水質検査（水質基準に関する省令の検査）

No.	項 目 名	1 年 目		2 年 目		3 年 目		4 年 目		備 考
		月	月	月	月	月	月	月	月	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	採水場所については、b 給水開始前水質検査の備考を参照のこと。 ●印については、前回の検査で水質基準に適合の場合は省略できる。 ※前回の検査で水質基準に適合の場合は1年に1回以上、基準の1/10以下の場合は3年に1回以上まで省略できる。
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
4	水銀及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
5	セレン及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
6	鉛及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
7	ヒ素及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
8	六価クロム化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
9	亜硝酸態窒素	○	●	●	●	●	●	○	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	●	●	●	●	●	○	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	●	●	●	●	●	○	●	
12	フッ素及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
13	ホウ素及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
14	四塩化炭素	○	●	●	●	●	●	○	●	
15	1,4-ジオキサン	○	●	●	●	●	●	○	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	●	●	●	●	●	○	●	
17	ジクロロメタン	○	●	●	●	●	●	○	●	
18	テトラクロロエチレン	○	●	●	●	●	●	○	●	
19	トリクロロエチレン	○	●	●	●	●	●	○	●	
20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）	○	※	※	※	※	※	○	※	
21	ベンゼン	○	●	●	●	●	●	○	●	
22	塩素酸	○	●	●	●	●	●	○	●	
23	クロロ酢酸	○	●	●	●	●	●	○	●	
24	クロロホルム	○	●	●	●	●	●	○	●	
25	ジクロロ酢酸	○	●	●	●	●	●	○	●	
26	ジブロモクロロメタン	○	●	●	●	●	●	○	●	
27	臭素酸	○	●	●	●	●	●	○	●	
28	総トリハロメタン	○	●	●	●	●	●	○	●	
29	トリクロロ酢酸	○	●	●	●	●	●	○	●	
30	ブロモジクロロメタン	○	●	●	●	●	●	○	●	
31	ブロモホルム	○	●	●	●	●	●	○	●	
32	ホルムアルデヒド	○	●	●	●	●	●	○	●	
33	亜鉛及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
34	アルミニウム及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
35	鉄及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
36	銅及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
37	ナトリウム及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
38	マンガン及びその化合物	○	●	●	●	●	●	○	●	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	●	●	●	●	●	○	●	
41	蒸発残留物	○	●	●	●	●	●	○	●	
42	陰イオン界面活性剤	○	●	●	●	●	●	○	●	
43	ジオオスミン	○	●	●	●	●	●	○	●	
44	2-メチルイソボルネオール	○	●	●	●	●	●	○	●	
45	非イオン界面活性剤	○	●	●	●	●	●	○	●	
46	フェノール類	○	●	●	●	●	●	○	●	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	
	計	52	52 (9)	52 (9)	52 (9)	52 (9)	52 (9)	52 (9)	52 (9)	

e 臨時水質検査（浄水検査）

No.	項 目 名	実施項目	備 考
1	一般細菌	○	<検査項目等> 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に左表の実施項目について検査を行うこと。（●印については、当該項目を検査する必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる。） ・臨時の水質検査を実施した項目については、当該月の定期水質検査項目から省略できる。 <検査が必要なとき> ・供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるとき。 ・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。 ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。 ・浄水工程に異常があったとき。 ・水源の水質が著しく悪化したとき。（自己水源使用施設） ・水源に異常があったとき。（自己水源使用施設） ・その他必要のあるとき。
2	大腸菌	○	
3	カドミウム及びその化合物	●	
4	水銀及びその化合物	●	
5	セレン及びその化合物	●	
6	鉛及びその化合物	●	
7	ヒ素及びその化合物	●	
8	六価クロム化合物	●	
9	亜硝酸態窒素	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	●	
12	フッ素及びその化合物	●	
13	ホウ素及びその化合物	●	
14	四塩化炭素	●	
15	1,4-ジオキサン	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	●	
17	ジクロロメタン	●	
18	テトラクロロエチレン	●	
19	トリクロロエチレン	●	
20	ペルフルオロ（オクタ-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）	●	
21	ベンゼン	●	
22	塩素酸	●	
23	クロロ酢酸	●	
24	クロロホルム	●	
25	ジクロロ酢酸	●	
26	ジブromクロロメタン	●	
27	臭素酸	●	
28	総トリハロメタン	●	
29	トリクロロ酢酸	●	
30	ブromジクロロメタン	●	
31	ブromホルム	●	
32	ホルムアルデヒド	●	
33	亜鉛及びその化合物	●	
34	アルミニウム及びその化合物	●	
35	鉄及びその化合物	●	
36	銅及びその化合物	●	
37	ナトリウム及びその化合物	●	
38	マンガン及びその化合物	●	
39	塩化物イオン	○	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	●	
41	蒸発残留物	●	
42	陰イオン界面活性剤	●	
43	ジェオスミン	●	
44	2-メチルイソボルネオール	●	
45	非イオン界面活性剤	●	
46	フェノール類	●	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	
48	pH値	○	
49	味	○	
50	臭気	○	
51	色度	○	
52	濁度	○	
計		52	

4 保健所への報告

水質検査の結果、水質基準を超えた場合は、速やかにその旨を保健所に報告し、必要な措置を講じること。

5 汚染事故等の緊急時の措置

- ◆ 万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、関係者への周知、保健所への報告等必要な措置を講じること。

人の健康を害するおそれがあるときとは、次のような場合をいう。

- 水が病原生物もしくは人の健康に影響を及ぼす恐れのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。
- 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき。

断減水が生じた場合も、その旨を保健所へ報告すること。

◇ 千葉市小規模水道条例（抜粋）

《水質基準》

千葉市小規模水道条例（以下「条例」という。）第3条第1項

小規模専用水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有害物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

条例第3条第2項

前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

千葉市小規模水道条例施行規則（以下「規則」という。）第2条

条例第3条の水質基準（以下「水質基準」という。）に適合しているかどうかの検査に係る検査事項、検査方法及び基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定めるところによるものとする。

《施設基準》

条例第4条

小規模専用水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模専用水道の形態等に応じ、必要な小規模専用水道施設を有すべきものとして、その施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。送水設備は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- (5) 送水設備は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- (6) 配水設備は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- (7) 小規模専用水道施設の設備及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐圧を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

《確認》

条例第5条

小規模専用水道の新設又は規則で定める増設若しくは改造の工事をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

規則第3条

条例第5条の規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

《確認の申請》

条例第6条第1項

前条の確認を受けようとする者は、申請書に工事設計書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

規則第4条第2項

条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面のうち、小規模専用水道の新設に係るものは次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水区域を記載した図面
- (2) 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- (3) 主要な小規模専用水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする図面
- (4) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

規則第4条第3項

条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面のうち、小規模専用水道の増設又は改造に係るものは、前項各号に定める書類及び図面のうち当該増設又は改造に係る部分の書類及び図面とする。

《給水開始前の届出及び検査》

条例第8条第1項

小規模専用水道の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、その旨及び規則で定めるところにより実施した水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

条例第8条第2項

小規模専用水道の設置者は、市長が前項の届出を受理した場合において、規則で定めるところにより行う施設検査に合格しなければ、給水を開始してはならない。

規則第5条第2項

条例第8条第1項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水（以下「検水」という。）について、第2条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。

規則第5条第3項

条例第8条第2項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等施設の新設、増設又は改造により影響のある事項に関し、当該新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる小規模専用水道施設について行うものとする。

《水質検査》

条例第10条

小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

規則第7条第1項

条例第10条の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の左欄に掲げる検査を当該右欄に定める回数により実施するものとする。

検 査	回 数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	1日につき1回
第2条に規定する検査項目等により行う検査	おおむね6月につき1回

規則第7条第2項

前項の規定にかかわらず、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、第2条に規定する検査項目等による検査の一部を省略することができる。ただし、3年に1回以上は、すべての水質検査項目について検査を行うものとする。

規則第7条第3項

条例第10条に規定する臨時の水質検査は、小規模専用水道より供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認める場合に検水について行う第2条に規定する検査項目等による検査とする。この場合において、前項本文の規定を準用する。

《衛生上の措置》

条例第11条

小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、小規模専用水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

施行規則第8条

条例第11条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模専用水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 前号の施設には、かぎをかけ、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

配水施設等の水槽の清掃を1年ごとに1回定期に行うこと。

- (3) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l（結合残留塩素を0.4mg/l）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあっては、給水栓における水が遊離残留塩素0.2mg/l（結合残留塩素を1.5mg/l）以上保持するように塩素消毒をすること。

《給水の緊急停止》

条例第12条

小規模専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

《帳簿書類の備え付け》

条例第17条

小規模水道の設置者は、小規模水道の布設及び管理に関し、規則で定める帳簿及び書類を備えなければならない。

規則第12条第1項

条例第17条の規則で定める帳簿及び書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該小規模水道施設の確認申請書、給水開始届又は変更届、設置届等の写し
- (2) 定期及び臨時の水質検査結果書
- (3) 配水施設等貯水槽の清掃記録
- (4) その他市長が必要と認める書類

規則第12条第2項

前項第1号に係る帳簿書類は施設を廃止するまでの間、同項第2号から第4号までに係る帳簿書類は5年間保存しなければならない。

◇ 毎日検査記録表（例示）

月分

施設名
管理責任者

日付	管末採取時間	色	濁り	残留塩素濃度 (mg/L)	採取場所	測定者	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

◇ 給水設備定期点検記録票（例示）

○：良好 △：要注意 ×：不良

区分	点 検 項 目	点 検 日												備考
		／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
一般	1 関係者以外の立入禁止措置は十分か													
	2 施設内の汚れが目立っていないか													
	3 危険個所はないか													
ポンプ室関係	4 室内に受水槽の汚染源となるものはないか													
	5 マンホール付近は整理され清潔か													
	6 マンホールのふたは密閉され、かさ上げは十分か													
	7 管・継手・弁類から漏水していないか													
受水槽関係	8 異臭はないか													
	9 槽内に浮遊物・沈殿物はないか													
	10 蚊・ハエ等生物が入っていないか													
	11 ボールタップ・定水位弁の作動はよいか													
	12 フート弁の作動はよいか													
	13 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか													
	14 水槽に入る水量は正常か													
	15 槽に亀裂はないか													
	16 量水器の指示・作動状態はよいか													
	17 マンホールのふたは施錠されているか													
高架水槽関係	18 異臭はないか													
	19 槽内に変形・亀裂はないか													
	20 マンホールのふたは施錠されているか													
	21 槽に変形・亀裂はないか													
	22 通気管・オーバーフロー管の状態はよいか													
	23 塔屋・階段・手摺の状態はよいか													
揚水ポンプ・圧送ポンプ	24 ポンプ揚水量に異常はないか													
	25 軸受油量・色は正常か													
	26 グランドパッキンは正常か													
	27 音・振動・熱に異常はないか													
	28 ゲージ圧は正常に保たれているか													
	29 逆止弁の作動はよいか													
	30 レベルスイッチは正常に作動しているか													

揚水ポンプ・王送ポンプ	31 ブラシの摩耗は大きくないか														
	32 ブラシより花火・チャタリングを起こしていないか														
	33 スリップリング・整流子振動面の状態はよいか														
	34 電磁クラッチは正常に作動するか														
	35 満水検知管に異常はないか														
	36 槽の内外部に亀裂はないか														
	37 管接続部に空気・水漏れはないか														
	38 空気圧力は正常に保たれているか														
消毒設備関係	39 注入量は適正か														
	40 液の漏れはないか														
	41 薬液タンクの液量は十分か														
	42 音・振動・熱に異常はないか														
その他	43 窓・扉・照明機器に異常はないか														
	44 各装置・各部に塗装のはげ・腐食は著しくないか														
	45 工具類の整理がしてあるか														
	46 防虫網に異常がないか														
点 検 者 名															
(記事) 1 貯水槽清掃年月日： 年 月 日実施 2 整備・補修記録等															

◇ 水質検査機関（参考）

◆千葉市内の地方公共団体の機関

検査機関名称	電話番号	所在地
千葉市環境保健研究所	043-312-7911	千葉市若葉区大宮町 3816 番地

◆国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関 （千葉県を営業区域とするもの R8.4.1 現在）

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
8	一般社団法人埼玉 県環境検査研究協 会	埼玉県さいたま市大宮区上小町 1 4 5 0 番地 1 1	http://www.saitama-kankyo.or.jp
9	一般財団法人茨城 県薬剤師会検査セ ンター	茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 4 7	https://www.ibaraki-kensa.or.jp/
16	一般財団法人千葉 県薬剤師会検査セ ンター	千葉県千葉市中央区中央港一丁目 1 2 番 1 1 号、千葉県千葉市中央区中央港 一丁目 1 2 番 1 4 号及び千葉県千葉市 中央区出洲港 1 4 番 1 2 号	https://www.chiba-kensacenter.com
38	一般財団法人北里 環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里一丁目 1 5 番 1 号	https://www.kitasato-e.or.jp/
49	一般社団法人東京 都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸一丁目 1 9 番 1 0 号	https://www.toshoku.or.jp/
70	内藤環境管理株式 会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2 0 5 1 番地 2	https://www.knights.co.jp/
73	株式会社エヌ・イ ーサポート	東京都江戸川区東葛西四丁目 1 9 番 5 号、愛知県名古屋市東区城主町二丁 目 2 6 番 2 号、大阪府大阪市西淀川区 姫島五丁目 4 番 1 0 号、広島県広島市 西区己斐本町三丁目 1 3 番 1 6 号及び 福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目 8 番 1 7 号	https://nesupport.co.jp/

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
75	株式会社江東微生物研究所	千葉県香取市吉原420番地1、千葉県木更津市新田三丁目4番30号、千葉県千葉市中央区矢作町384番10号、他	https://www.koutou-biken.co.jp/
76	平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856番地3、群馬県太田市下浜田町1085番地40、茨城県常総市新石下3611番地、宮城県名取市美田園5丁目4番地10及び福島県郡山市堤1丁目131番地2	https://www.heiseiriken.co.jp/
79	ユーロフィン太平洋環境株式会社	福岡県福岡市博多区金の隈二丁目2番31号及び長崎県長崎市文教町1番14号長崎大学研究開発推進機構1階、他	https://www.eurofins.co.jp/
87	株式会社群馬分析センター	群馬県高崎市下大島町625番地	https://www.tsukadagroup.com/companies/bunseki/
88	株式会社環境測定サービス	福島県いわき市内郷内町立町6番地の3、茨城県土浦市北神立町7番22及び茨城県水戸市石川四丁目3896番地の3	https://www.ems-kankyo.co.jp/
89	中外テクノス株式会社	千葉県千葉市緑区大野台二丁目2番16号、兵庫県神戸市西区井吹台東町七丁目3番7号及び広島県広島市西区横川新町9番12号	https://www.chugai-tec.co.jp/
96	環境未来株式会社	東京都小金井市緑町四丁目6番32号、石川県金沢市藤江南一丁目7番地1、山梨県中央市流通団地一丁目6番1号、他	https://kankyomirai.co.jp/
97	株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3	https://kgk-c.co.jp/
98	一般財団法人東京顕微鏡院	東京都中央区豊海町五丁目1番	https://www.kenko-kenbi.or.jp/

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
106	一般財団法人千葉 県環境財団	千葉県千葉市中央区中央港一丁目11 番1号	https://ckz.jp/
107	オーヤラックスク リーンサービス株 式会社	東京都調布市富士見町四丁目16番地 4	https://www.ocswweb.co.jp/
110	株式会社総合保健 センター	岐阜県可児市川合136番地8及び岐 阜県高山市桐生町七丁目41番地	https://ghl-sougouhoken.co.jp/
113	環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41番地10	https://www.kankyouhozen.co.jp/
126	株式会社静環検査 センター	神奈川県大和市中央林間西三丁目9番 10号、静岡県藤枝市高柳2310番 地	https://www.seikankensa.co.jp/
135	いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢三丁目15番1 号、大阪府大阪市住之江区南港北一丁 目24番22号及び福岡県福岡市東区 東浜一丁目5番12号	https://www.ideacon.co.jp/
142	株式会社上総環境 調査センター	千葉県木更津市潮見四丁目16番2号	https://www.kazusakankyo.co.jp/
157	前澤工業株式会社	埼玉県幸手市高須賀537番地	https://www.maezawa.co.jp/ja/index.html
159	株式会社 MISUKEN	東京都江東区毛利一丁目19番10号 江間忠錦糸町ビル6階、大阪府堺市西 区浜寺石津町中二丁目6番34号及び沖 縄県国頭郡本部町字謝花88番地	https://mizuken.com/
166	三菱ケミカルアク ア・ソリューションズ株式会社	東京都中央区日本橋本石町一丁目2番 2号、東京都東村山市青葉町二丁目3 8番1、愛知県名古屋市中村区中村町 六丁目5番地	https://www.wellthy.co.jp/
170	東京テクニカル・ サービス株式会社	東京都江戸川区西葛西七丁目29番1 7号	https://www.tts-4u.co.jp/
171	エスク株式会社	大阪府大東市三箇四丁目18番18号	https://www.esc-g.co.jp/

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
179	芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市大岡2068番地の3	https://www.s-semtek.co.jp/
181	株式会社ダイワ	千葉県東金市家徳238の3及び神奈川県平塚市東豊田369番地	https://daiwa-env.com/
184	株式会社ビー・エム・エル	埼玉県川越市的場1361番地1	https://www.bml.co.jp/
190	アクアス株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原四丁目4番地つくばテクノパーク豊里、東京都杉並区和泉二丁目7番5号及び沖縄県那覇市西二丁目6番11号神里マンションA-201	https://www.aquas.co.jp/
192	クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台二丁目8番14号、神奈川県厚木市森の里若宮7番1号、他	https://www.kuritabunseki.co.jp/
207	東海プラント株式会社	静岡県沼津市市道町6番地の7	http://www.tokai-plant.co.jp/
211	株式会社ユーベック	千葉県木更津市久津間613番地	https://ubec.co.jp/
218	株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号	https://www.ks-bunseki.com/
219	株式会社トータル環境システム	大阪府大阪市平野区長吉六反三丁目16番22号	https://tesys.co.jp/
224	株式会社総合環境分析	群馬県邑楽郡邑楽町中野127番地6、群馬県邑楽郡邑楽町大字中野928番地2、東京都町田市忠生三丁目5番地4、神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目13番2号及び山梨県南アルプス市小笠原6番地	https://www.s-kb.co.jp/
227	株式会社環境計量センター	山梨県南アルプス市宮沢129番地の1	https://www.kankyo-kc.co.jp/
230	日本総合住生活株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島七丁目2番3号	https://www.js-net.co.jp/
240	株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号	https://www.n-bunseki.co.jp/

登録 番号	氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地	ホームページアドレス
246	株式会社MCエバ テック	茨城県つくば市観音台一丁目25番1 4号、三重県四日市市大治田三丁目3 番17号、兵庫県尼崎市大浜町二丁目 30番地及び熊本県宇土市北段原町2 30番地	https://www.mcet.co.jp/
252	株式会社環境技研	東京都板橋区板橋四丁目12番17号 及び埼玉県戸田市笹目二丁目5番地1 2	https://www.kankyougiken.co.jp/
261	株式会社ショウエ イ	神奈川県川崎市幸区新川崎2-6	https://www.shoei-roka.co.jp/
265	株式会社エステム	愛知県名古屋市南区弥次卫町三丁目2 2番地の1	https://www.stem.co.jp/
266	ヒロエンジニアリ ング株式会社	東京都台東区台東一丁目14番11号	http://www.hiro-ec.jp/
273	一般財団法人群馬 県薬剤師会環境 衛生試験センター	群馬県前橋市西片貝町五丁目23 番地10	https://www.gpa-kankyo.com/
274	株式会社マルマ	東京都町田市南町田2丁目15番14 号ジャストラックス三番館102、 静岡県静岡市駿河区中島960番地の 1、他	https://www.maruma-ec.co.jp/
276	株式会社保健科学 研究所	神奈川県横浜市都筑区早渕2丁目2- 1	https://www.hkk.co.jp/

◎ご相談やお問い合わせ◎

千葉市保健所 環境衛生課 施設指導班

TEL : 043-238-9940

FAX : 043-238-9945

e-mail : kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp

環境衛生課ホームページ

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kankyo/index.html>



令和8年4月 改訂